

第5号様式（第7条関係）

会議録

会 議 の 名 称	平成30年度 第1回清須市文化財保護審議会
開 催 日 時	平成30年9月11日（火） 午後3時～午後4時30分
開 催 場 所	清須市役所北館 2階 第1・2会議室
議 題	1. あいさつ 2. 議題 (1) 清洲城下町遺跡出土の箍締め柿経の指定について (2) 答申について (3) その他
会 議 資 料	・ 会議次第 ・ 指定調書（写） ・ 諮問文（写）
公開・非公開の別 （非公開の場合はその理由）	公開
傍 聴 人 の 数 （公開した場合）	0人
出 席 委 員	後藤委員長、加藤（富）副委員長、箕浦委員、石黒委員、水野委員、津田委員、加藤（安）委員
欠 席 委 員	1人
出 席 者 （ 市 ）	齊藤教育長、加藤教育部長
事 務 局	（教育部生涯学習課） 近藤課長、柴垣文化振興係長、葛西主査、和田主事、 前田歴史文化振興嘱託員、武馬歴史文化振興嘱託員
会 議 の 経 過 1. あいさつ 委員長あいさつ 教育長あいさつ 2. 議題《意見の要旨》 (1) 清洲城下町遺跡出土の箍締め柿経の指定について 事務局より、指定調書（写）及びパワーポイントにより清洲城下町遺跡出土	

の籬締め柿経の概要を説明し、持参した籬締め柿経（現物）を実際に確認した。

《質疑》

○加藤（安）委員 指定調書の法量の書き方はもう少しわかりやすくしたほうがよいのではないか。報告書にある他の資料の紹介では経束径〇〇、圭頭状柿経一片の長〇〇、同幅〇〇、同厚〇〇（単位cm）という表現がしてある。それにあわせた方がよくないか。縦とか高さといった記述があるが、どこを指すのかわかりにくい。指定そのものとは関わりは無いことだが検討してください。

●事務局 本資料は完形品ではないので単純にそれに合わせることはできないと思いますが、検討します。

《採決》

○後藤委員長 他に質疑は無いようですので、指定の是非について決をとりたいと思います。清洲城下町遺跡出土籬締め柿経を市指定文化財にすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

○後藤委員長 全員賛成と認めますので、文化財保護審議会としては清洲城下町遺跡出土籬締め柿経を市指定文化財にすることに賛成することといたします。

(2) 答申について

事務局より答申案を呈示し説明。

○加藤（安）委員 答申理由の部分が一文になっているのがわかりづらい。文章を切って、最後に「～以上から、市指定とすることを答申する。」といった文章を入れたほうがよい。また「最古の紀年銘資料」との語句があるがどこかを示すために「我が国」と前に入れたほうがよい。もう一つ、初期の清須城と結びつける表現があるが、この資料が本当に清須城と結びつけてよいかという問題もある。籬締め柿経の宗教的側面と、初期の清須城を結びつけてしまうのは飛躍しすぎかと思われる。

○水野委員 清須城の前に守護所であった下津城についての文書上の表現については「守御所下津城の別郭として～」と簡単に書いたほうがわかりやすい。

●事務局 委員さん方の意見を参考にさせていただき、文章を修正いたします。文章の確認については、委員さん方がよろしければ、本資料は考古資料

でもありますので、その専門の加藤（安）委員に確認作業を一任していただき、後藤委員長の印鑑を頂いた上で、文化財保護審議会の答申文書として教育委員会に提出する形にさせていただきたいと思いますが。

《委員より、それでよいとの発言》

○後藤委員長 では、答申文書についてはそのような形で提出することといたします。

(3) その他

事務局より

- ・歴史資料展示室の企画展「板にこめた想いーこけら経と清洲城下町遺跡ー」
- ・愛知県民俗芸能大会

上記２つのイベントの告知を行ったほか、台風２１号による問屋記念館の被害報告を行った。

閉会

会 議 の 結 果	清洲城下町遺跡出土箍締め柿経を市指定文化財として指定することを教育委員会に対し答申する。
問 い 合 わ せ 先	教育部生涯学習課 ０５２－４００－２９１１（清須市役所南館１階）